平成２１年（フ）第４７３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4184番地
債務者　岩元佳代子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
鹿児島県鹿児島市原良町1803番地
債務者　青木新一郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目30番８号　杉山マンション101号
債務者　大崎　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番72号　坂ノ上ハイツ209号
債務者　田畑みずえ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
鹿児島県日置市吹上町和田7016番地
債務者　福滿　六夫
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目16番11号
債務者　西山　　大
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目３番８号
債務者　肥後　智晴
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
鹿児島県鹿児島市上福元町1340番地　リーミン202号
債務者　久留　信一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５号
山梨県大月市七保町下和田1090番地291
債務者　小林　　東
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
山梨県大月市七保町下和田1090番地291
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
山梨県富士吉田市下吉田161番地　金田ハイツ202
債務者　鈴木　イネ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
山梨県大月市七保町瀬戸2091番地
債務者　白鳥　貞雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3924、住民票上の住所山梨県南都留郡西桂町倉見875番地５
債務者　白井　　智
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
山梨県富士吉田市上暮地１丁目８番１―401号
債務者　三浦　正人
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
長野市大字徳間3222番地ライフサポートりんどう内、住民票上の住所長野市丹波島２丁目14番地６
債務者　平田　正一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０２号
神戸市北区道場町日下部697番地の27、従前の住所兵庫県三田市大原1588番地１
債務者　浅川　朋昭
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地62棟111号、従前の住所兵庫県三田市福島329番地２
債務者　胡　　秀昭
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部